

檢疫所業務管理室

(参考：改正後全文)
健感発 0724 第 3 号
平成 26 年 7 月 24 日

健感発 0918 第 7 号
一部改正 平成 27 年 9 月 18 日

健感発 0707 第 3 号
一部改正 平成 29 年 7 月 7 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

中東呼吸器症候群における検疫対応について (抄)

中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MER S コロナウイルスであるものに限る。以下単に「MER S」という。）については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 258 号）及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年省令第 82 号）が、平成 26 年 7 月 16 日に公布され、同月 26 日から施行されることに伴い、下記のとおり対応に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 基本的事項

1. 定義

(1) MER S 疑似症患者

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 12 条の規定に基づく質問並びに同法第 13 条の規定に基づく診察及び検査により、以下のア又はイ（以下「定義 1」という。）に該当する者（ただし、これらの者がMER Sではなく他の疾病によることが明らかかな場合を除く。）をMER S 疑似症患者とすること。なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号）の別紙に定める「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「届出基準」という。）（別添）における疑似症患者の定義（以下「定義 2」という。）

に該当する者についても、MERS疑似症患者とすること。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、かつ臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS等の肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に流行国（※1）において、MERSであることが確定した患者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴（※2）があるもの

イ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSであることが確定した患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又はMERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接触したもの

※1 流行国：中東地域の一部

具体的には、「検疫法第2条第3号に規定する検疫感染症のうち中東呼吸器症候群の流行国について」（平成26年7月24日付健感発0724第2号）に定める国。

なお、届出基準（別添）第3の5の（4）感染が疑われる患者の要件における「WHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域」についても、本通知に定める「流行国」とする。

※2 ヒトコブラクダとの濃厚接触歴：ヒトコブラクダの鼻や口等との接触（ヒトコブラクダから顔を舐められるなど）や、ヒトコブラクダの生のミルクや非加熱の肉などの摂取。

（2）健康監視対象者

検疫法第12条の規定に基づく質問により、14日以内にMERSの流行国において、①MERSであることが確定した患者との接触歴がある者及び②ヒトコブラクダとの濃厚接触歴がある者を健康監視対象者とする。また、14日以内にMERSの流行国に限らず、③MERSであることが確定した患者を診察、看護若しくは介護していた者、④MERSであることが確定した患者と同居していた者、⑤MERSであることが確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接触した者、⑥機内等でMERS疑似症患者と接触した者を健康監視対象者とする。

なお、⑥については、到着前にMERSの感染が疑われる者が確認され、機内検疫等を行った結果、定義1に該当する者が確認された場合において、当該者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）並びに当該者に対応した乗員及び周辺座席の乗客のうち検疫所長が飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者とする。

（3）MERS患者（確定例）

国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSコロナウイルスの少なくとも2つの遺伝子領域で確認された者とする。

2. 質問及び診察

MERSの流行国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行うこと。質問及び診察の結果、MERS疑似症患者の定義1に該当する場合又は定義2に該当することを疑い検査（以下「定義2の検査」という。）を実施（※3）する場合には、直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ報告を行うとともに、検体（咽頭拭い液又は喀痰）を採取し、PCR検査を実施すること。PCR検査は、検疫所で実施することが原則であること。ただし、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査を実施できる検疫所まで検体を搬送することが非効率な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）においては、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼すること等により検査を実施できる体制を整えること。PCR検査を地方衛生研究所に依頼する場合においては、事前に依頼する地方衛生研究所が所在する都道府県等と協議し、体制を整えておくこと。

※3 定義1には該当しないが、届出基準（別添）第3の5の（4）感染が疑われる患者の要件のア、イ又はウのいずれかに該当し、MERS疑似症患者である蓋然性があると判断された場合に検査を実施すること。

検体は、「MERSコロナウイルスに係る検査マニュアル」（平成26年5月30日付け検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

なお、定義1に該当すると判断し、PCR検査を実施する場合、検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）の検査結果と並行して、最も速やかに搬送できる手段により国立感染症研究所へ検体を搬送すること。定義2の検査を実施する場合は、まずは検疫所（地方衛生研究所の場合を含む。）で検査を行うこととし、国立感染症研究所でのPCR検査を並行して行う必要はないこと。ただし、検査の結果陽性の場合には、速やかに国立感染症研究所へ検体を搬送すること。

定義2の検査を実施する場合、感染拡大防止のため、検査結果が判明するまでの間、当該検査の対象となる者に対し、検疫所に留まるよう依頼し、同意を得ること。やむを得ず当該者が検疫所から帰宅する場合は、サージカルマスクを着用させ、人混みを避け、可能な限り公共交通機関を使用しないように指導するとともに、帰宅後においてもできる限り外出を避けるよう説明すること。あわせて、PCR検査の結果について、当該者に速やかに連絡できる体制を確保すること。

また、診察及び検査の結果、MERS疑似症患者に該当すると判断した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行うとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

（平成18年3月8日付け健感発第0308001号）において定める「中東呼吸器症候群（MERS）発生届（別記様式2-5）」を最寄りの保健所長を経由して都道府

県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。）に届け出ること。併せて、報告様式（様式1）により当該都道府県知事に報告を行い、当該都道府県知事によって当該者の入院措置が適切に行われるよう必要な協力を行うこと。

なお、国立感染症研究所において、PCR検査によりMERSコロナウイルスの少なくとも2つの遺伝子領域が確認された場合又は分離・同定によりMERSコロナウイルスが検出された場合には、MERS患者（確定例）として、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）第9条の4で定める事項を通知すること。

3. 健康監視

健康監視対象者について、検疫法第18条第2項の規定に基づく健康監視として、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、調査票（様式2）により報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式3）を手渡し、出国日（接触の可能性のある日が特定できる場合は当該日）から336時間（14日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求め、又は質問を行うこと。

健康監視対象者が発生した場合には、報告様式（様式1）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室を経由して報告）へ経過報告を行うとともに、報告様式（様式1）により当該者の居住地を管轄する都道府県知事に対し健康監視の実施について情報提供すること。

健康監視対象者からの報告又は当該者への質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、検疫法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、MERSの予防上必要な事項を指示すること。また、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に当該指示した事項その他の検疫法施行規則第6条の3で定める事項を通知書（様式4）により通知すること。さらに、その後の当該者への対応について都道府県知事と連携を図ること。なお、到着前にMERSの感染が疑われる者が確認され、機内検疫等を行った結果、定義2の検査を実施する場合において、当該者と同一旅程の同行者（ツアー等で出国から帰国まで行動を共にする者をいう。）並びに当該者に対応した乗員及び周辺座席の乗客のうち検疫所長が飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者については、氏名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が海外のMERSの発生状況に鑑み検疫所長宛て別途指示した場合は、MERSの流行国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を直ちに実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、健康管理カード（様式

5) を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

5. 仮検疫済証の交付

MERSの流行国を発航し、又は寄航してから336時間以内に来航した船舶（MERSの流行国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む。）及び航空機については、検疫の結果、MERSの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、336時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官がMERSの感染が疑われる者と接触する場合には、当該者にサージカルマスクを着用させるとともに、検疫官はサージカルマスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（フェイスガードでも可）を着用すること。また、MERS患者（確定例）又はMERS疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、当該調査に協力すること。

7. 情報の提供

外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、MERSの外国における発生状況及びMERSの予防の方法について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びリーフレット（別紙1）の設置等により積極的に情報提供するよう努め、注意喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

MERSの流行国を発航し又はそれらの国に寄航して来航する航空機からの検疫法第6条の規定に基づく通報（以下「検疫前の通報」という。）により、有症者の発生報告を受けた場合には、当該航空機の到着前に、航空機の長に対しMERSの感染が疑われる者の有無について確認を求めること。その結果、MERSの感染が疑われる者の搭乗が把握できた場合、または否定できなかった場合には、航空会社を通じ、当該航空機内における感染防御対策の実施状況について把握するよう努めること。

また、検疫前の通報により、有症者の発生がないことが報告された場合においても、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶については、検疫前の通報と併せ、MERS追加通報項目（様式6）の提出を求めること。さらに、船医が乗船している客船については、これらに加えて船医申告書（様式7）及び診療記録簿（様式8）の提出を求めること。なお、船医申告書及び診療記録簿については、船医等から同様の医療情報等が入手できる場合は、提出を省略することができる。

このほか、発熱等を呈している者の有無や入港までの期間に応じ、船舶の検疫は次のとおり対応すること。

- (1) 14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶について、検疫前の通報等により、発熱又は急性呼吸器症状を呈している乗客等の乗船が確認された場合

当該船舶の到着前に、船舶の長に対しMERSの感染が疑われる者の有無について確認を求めること。その結果、MERSの感染が疑われる者の乗船が把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

なお、MERSの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、検疫法第8条第3項の規定に基づき、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な感染防御対策が講じられているか確認すること。また、必要に応じ、健康相談等を行う場所の確保などを、船舶代理店等を通じ当該船舶に指示すること。

- (2) 14日以内に、MERSの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから来航する船舶について、検疫前の通報等により、発熱又は急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を

実施し、船医等からの聴取、医療記録等から、MER Sの感染が疑われる者の有無について確認すること。

なお、MER Sの流行国に滞在した全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いること、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけること等により、可能な限り有症者等を発見するよう努めること。

貨物船については、MER Sの侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、追加通報項目（様式6）により、船舶の長に対しMER Sの感染が疑われる者の有無について改めて確認を求め、MER Sの感染が疑われる者が乗船していない旨の確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

(3) MER Sの流行国を発航し、又はそれらの国に寄航してから14日を過ぎた後に来航する船舶の場合

客船（貨客船を含む。）については、検疫前の通報により有症者の発生の有無の確認を行うとともに、MER Sの感染が疑われる者が乗船していない旨の確認がとれた場合において、無線検疫により対応すること。

貨物船については、通常どおりの通報により対応すること。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、MER Sの国内における感染拡大を防止するため、関係行政機関や都道府県との間で情報の共有及び連携強化を図りつつ、対応に当たること。

また、危機管理事象発生時に備え、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等の緊急連絡先等をあらかじめ把握するよう努めること。

様式1：報告様式（検疫所業務管理室、結核感染症課、都道府県等宛）
（中東呼吸器症候群（MER S）について）

様式2：調査票

様式3：健康監視対象者用指示書

様式4：通知書

様式5：健康管理カード

（中東諸国で中東呼吸器症候群（MER S）が発生しています）

様式6：追加通報項目
（MER S追加通報項目）

様式7：船医申告書

様式8：診療記録簿

別紙1：リーフレット
（中東呼吸器症候群（MER S））

別紙2：フローチャート
（MER Sに関する検疫対応フロー）

別添：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付け健感発第0308001号）の別紙に定める「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

様式1～様式8（略）
別紙1～別紙2（略）
別添（略）

健感発第1017001号
平成18年10月17日
(平成20年7月1日一部改正)
(平成23年8月19日一部改正)
(平成25年4月26日一部改正)

各 検 疫 所 長 殿

健康局結核感染症課長
(公印省略)

鳥インフルエンザA (H5N1又はH7N9) における検疫対応について(抄)

鳥インフルエンザA (H5N1) については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」(平成18年政令第209号)及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」(平成18年省令第127号)が、平成18年6月2日に公布、同月12日から施行され、鳥インフルエンザA (H7N9) については、「検疫法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第131号)及び「検疫法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年厚生労働省令第63号)が、平成25年4月26日に公布、同年5月6日から施行されることに伴い、鳥インフルエンザA (H5N1又はH7N9) 患者の発生国に滞在し来航する者について、下記のとおり対応されたい。

記

第1 基本的事項

1. 定義

38℃以上の発熱(解熱作用のある薬剤を使用している場合には、38℃以下であっても全身倦怠等の症状をもって発熱と同じ状態とみなす。以下同じ。)及び急性呼吸器症状があり、かつ、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する者(以下「要観察例」という。)に対し、①質問、②診察、又は③健康監視(3参照)により対応することとする。

- (1) 10日以内に鳥インフルエンザウイルスA (H5N1又はH7N9) に感染している若しくはその疑いのある鳥※(死体を含む。)への濃厚接触歴(糞便・羽の吸引や死体・臓器への直接接触など)。

※鳥インフルエンザA (H5N1): 鶏、あひる、七面鳥、うずら。

鳥インフルエンザA (H7N9): 鶏、あひる、ハト。

- (2) 10日以内に鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）患者（疑い例も含む）との濃厚接触歴（通常環境下では飛沫の飛散距離である2m以内を目安とする。）。

なお、(1)又は(2)に該当しない者であっても、必要に応じ、本人の同意を得て、①質問、②診察、又は③健康監視により対応するものとする。

2. 診察

鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）患者の発生国に滞在後入国する者に対し、必要に応じ、検疫法（昭和26年法律第201号）第12条の規定に基づく質問及び同法第13条の規定に基づく診察を行う。なお、診察において要観察例と判断した場合には、検査材料（咽頭拭い液。医師の判断又は状況に応じて、喀痰や鼻腔拭い液も採取する。）を採取し、PCR法による遺伝子の検出を実施し、又は検疫官をしてこれを行わせること。PCR法による遺伝子の検出については、検疫所で実施することが原則であるが、検査機器の設備を有しておらず、かつ、検査実施検疫所までの検体搬送が不適当な位置に所在する検疫所（支所及び出張所）については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより実施できる体制を整える（PCR法による遺伝子の検出を地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、体制を整えておく）こと。

検査材料は、「鳥インフルエンザA（H5N1・H7N9）に係る検査マニュアル」（検疫所業務管理室事務連絡）に従い搬送すること。

当該診察の結果、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者で、H5又はH7亜型が検出された場合には、国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター第二室に確定診断のため、検査材料を送付するとともに、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）疑似症患者として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号）において定める別記様式2-5又は6-1を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出ること。

なお、届出の際には、国立感染症研究所へ確定検査を依頼中である旨及び検体整理番号を※※（その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項）の欄に記載すること。

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状のある者のうち、検査材料から直接のPCR法による遺伝子の検出若しくは分離・同定による病原体の検出により、H5N1又はH7N9亜型が検出された場合には、検疫法第26条の3の規定に基づき、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地）を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知すること。

要観察例と判断した以降の対応については、直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うこと。検査の結果、当該者が疑似症患者若しくは鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)患者であることが確定した場合、感染症法第12条第1項及び検疫法第26条の3の規定に従って、通知を行うとともに、当該者が存在した区域の都道府県知事に対して、厚生労働大臣が感染症法第15条の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、同法第63条の2に基づき指示を行うので、検疫所長は、それに伴う結核感染症課の指示に従うこと。

3. 健康監視

検疫法第12条の質問及び同法第13条の診察により、要観察例と診断された者及び入国時、発熱等の症状がみられない者で、同法第12条の質問により、1の(1)又は(2)の接触歴のいずれかが確認された者について、同法第18条第2項の規定により、当該者の国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について、「調査票」(様式1)により報告を求め(要観察例と診断する際に健康状態質問票を使用した場合は、これに代えることも可)、「健康監視対象者用指示書」(様式2)を手渡し、240時間を超えない範囲において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせること。(基本的には、発症時等の自己申告を促すこととするが、検疫官においても健康状態を定期的に確認すること。)

なお、到着前に要観察例が機内にいることが確認された場合には、検疫官は機内において、要観察例と同一旅程の同行者(単に出発地において合流した場合を除く)、要観察例の2m以内の範囲等に搭乗着座していた乗客、要観察例と対応した乗員のうち検疫所長が要観察例の飛沫等を介し感染したおそれがあると判断した者について、当該者の氏名並びに国内における居所及び連絡先について把握しておくこと。

240時間を超えない範囲において、報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、同法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を「通知書」(様式3)により通知すること。

なお、健康監視に付した者が発生した場合には、直ちに検疫所業務管理室及び結核感染症課へ経過報告を行うこと。当該者が鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の患者又は疑似症患者であることが確定した場合、感染症法第12条第1項及び検疫法第26条の3の規定に従って、通知を行うとともに、当該者が存在した区域の都道府県知事に対して、厚生労働大臣が感染症法第15条の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査について、同法第63条の2に基づき指示を行うので、検疫所長は、それに伴う結核感染症課の指示に従うこと。

4. 健康状態質問票及び健康管理カードの取扱い

結核感染症課が、海外の鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の発生状況にかんがみ、検疫所長あて別途指示した場合は、直ちに患者発生国に滞在した入国者に対し、検疫法第12条の規定に基づき、別途定める健康状態質問票による質問を実施すること。その結果、異状のない者に対しては、同法第27条の2第1項の規定に基づき、「鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の発生国に滞在された方へ」（以下「健康管理カード」という。様式4）を配付し、その予防方法等について情報提供を行うこと。

5. 仮検疫済証の交付

鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航し、若しくは患者発生国に寄航してから240時間以内に来航した船舶（鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在した者を洋上で乗り移らせた船舶を含む）及び航空機については、検疫の結果、鳥インフルエンザウイルスA（H5N1又はH7N9）の国内への侵入のおそれほとんどないと判断した場合には、検疫法第18条第1項の規定に基づき、240時間を超えない期間を定めて、仮検疫済証を交付すること。

6. 検疫業務に対応する検疫官について

検疫官が検疫業務に従事した後は、除染のための手洗い（消毒用エタノール等による手指の消毒）等の徹底を図ること。

検疫官が要観察例と接触する場合には、要観察例にマスクを着用させるとともに、マスク及び手袋を着用し、また、検査材料を採取する場合には、N95マスク、手袋、防護衣及びゴーグル（又はフェイスガード）を着用するよう指示すること。

また、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者又は疑似症患者と接触歴があったことが確認された検疫官は、都道府県知事が実施する感染症法第15条の規定に基づく積極的疫学調査の対象となる場合があるので、協力するよう指示すること。

7. 情報の提供

検疫法第27条の2第1項の規定に基づき、外国に行こうとする者及び外国から来た者に対し、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の外国における発生状況及びその予防の方法に関する情報について、各検疫所のホームページへの掲載並びに各空港や港湾の検疫窓口・ブース及び出国ロビーにおけるポスターの掲示及びパンフレットの設置等により、積極的な情報提供に努め、感染の未然防止、入国時の健康相談の利用を喚起すること。

第2 検疫対応

1. 航空機の検疫

鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国から来航する航空機

からの検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者の発生報告を受けた場合には、到着前に航空機の長に、要観察例の定義に該当する事項を確認し、その結果、要観察例の定義に合致する者が搭乗していることが把握できた場合には、航空会社等に、航空機内における感染防御対策が実施されていることを把握するよう努める。

また、検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者の発生がないことが報告された場合においても、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在し入国する全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いる、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけるなどにより、可能な限り患者等を発見するよう努めること。

2. 船舶の検疫

- (1) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航して、10日以内に来航するに当たり、検疫前の通報（検疫法第6条）により発熱及び急性呼吸器症状を呈している乗客等が乗船していることが確認された場合

到着前に船舶の長に、要観察例の定義に該当する事項について確認を求め、その結果、要観察例が乗船していることが把握できた場合には、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。

また、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国に滞在し入国する全乗客・乗員に対して、サーモグラフィーや放射体温計等を補助手段として用いる、積極的な自己申告（健康相談の利用）を呼びかけるなどにより、可能な限り患者等を発見するよう努めること。

検疫所長は、船舶代理店等を通じ当該船舶に対し、検疫法第8条第3項の規定により、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を指示するとともに、適切な予防対策が講じられているか確認すること。

- (2) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の患者発生国を発航し、10日以内に来航し、検疫前の通報（検疫法第6条）により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが報告された場合

客船（貨客船を含む）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施すること。貨物船については、鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）の侵入防止に万全を期すために、船舶代理店等を通じ、船舶の長に、要観察例の定義に該当する事項について改めて確認を求め、該当者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。

- (3) 鳥インフルエンザA（H5N1又はH7N9）患者発生国を発航して10日を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む）については、検疫前の通報（検疫法第6条）により、患者

の発生の有無の確認を行うとともに、患者発生国を発航後、要観察例に該当する者がいない旨、確認がとれた場合において、無線検疫により対応することとする。
貨物船については、通常どおりの通報により対応するものとする。

3. 関係機関等との連携

検疫所長は、検疫の実施に際し、鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の国内における感染拡大を防止するため、関係機関、都道府県等と、情報の共有、連携強化を図り、対応に当たること。

また、空港及び港湾における検疫業務に係る事業所等については、危機管理に備え、緊急時の連絡先等の把握に努めること。

1. 様式1：調査票
2. 様式2：鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)発生国から帰国・入国された方へ（健康監視対象者用指示書）
3. 様式3：通知書
4. 様式4：鳥インフルエンザA(H5N1又はH7N9)の発生国に滞在された方へ（健康管理カード）

様式1～様式4（略）

「感染症対策に関する行政評価・監視－国際的に脅威となる感染症への対応を中心として－」の勧告に対する改善措置状況（抄）

勧告先：厚生労働省 勧告日：平成29年12月15日 回答日：平成30年7月20日

1 健康監視の確かな実施（略）

2 感染症指定医療機関における診療体制等の適切な整備（略）

3 感染症患者等の搬送手段等の確保

主な勧告（調査結果）

- ① 検疫所及び保健所における感染症患者等の搬送手段等の確保状況の総点検、改善指導・助言等
 - ◆ 搬送手段等の確保が十分でない
 - ・ 隔離・停留先が未確保、一般病床に収容（検疫所）
 - ・ 感染症患者等の島外搬送手段が未確保（検疫所・保健所）
- ② 検疫所に対し総合的訓練の実施基準を提示し、その定期的実施を徹底、都道府県等に対し消防機関との合同訓練の効果的な取組事例の紹介等
 - ◆ 搬送訓練が十分でない
 - ・ 総合的訓練を過去3年間未実施（検疫所）
 - ・ 関係機関との合同訓練を過去3年間未実施（保健所）



主な改善措置状況

- 各検疫所に対し、平成30年3月22日に、隔離・停留先、搬送手段の確保状況について総点検するよう指示これを踏まえ、平成30年度中を目的に、搬送手段の確保が不十分なものについて改善を指示する予定
- また、平成30年6月11日付け通知により、総合的訓練の実施基準を示し、その定期的な訓練の実施を指示
- 都道府県等に対し、平成29年12月26日付け結核感染症課長通知により、保健所における移送手段の確保状況及び訓練の実施状況を確認するよう依頼
- その結果を平成30年中を目的に整理し、都道府県等に助言・情報提供を行う予定

食検発第1030001号
平成14年10月30日

各 検 疫 所 長 殿

検疫所業務管理室長
(公印省略)

検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際
チャーター便の検疫の実施について

検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫については、地方の振興・活性化を国としても積極的に支援する立場から、従来より休日等を含め、関係各方面の運航希望に添った検疫対応を行うようお願いしているところでありますが、今後、さらに国際交流の活発化や地方空港の整備拡充等に伴い国際チャーター便の増加が見込まれることから、各検疫所におかれましては、下記事項に留意のうえ検疫を実施されるようお願いいたします。

なお、平成4年2月13日「検疫飛行場以外の空港における検疫について」及び平成12年8月30日付け衛検第193号「休日等における検疫飛行場以外の地方空港での検疫対応について」は、廃止します。

記

1. 検疫感染症患者等を発見した場合の関係者への連絡体制、収容先の医療機関の確保など非常時に備えた体制を整備すること。
2. 関係者との運航調整に当たっては、電子文書による手続等により、事務の簡素・効率化に努めること。

年次・年度別の届出・検査・違反状況

区分 年 (注5)	届出件数	対前年比	輸入重量	検査総数 (注1)	割合 (注2)	検査内訳						違反件数	割合 (注2)
						行政検査	割合 (注2)	登録検査 機関検査 (注3, 4)	割合 (注2)	外国公の検査 機関検査	割合 (注2)		
昭和40年 (1965)	94,986		千トン 12,765	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
50 (1975)	246,507		20,775			21,461	8.7					1,634	0.7
56 (1981)	346,711	110.4	23,057	39,026	11.3	20,887	6.0	20,528	5.9			964	0.3
57 (1982)	319,617	92.2	21,484	34,447	10.8	17,012	5.3	20,215	6.3			569	0.2
58 (1983)	334,829	104.8	21,924	32,835	9.8	16,100	4.8	19,623	5.9	413	0.1	469	0.1
59 (1984)	364,227	108.8	22,465	36,062	9.9	16,762	4.6	22,263	6.1	853	0.2	444	0.1
60 (1985)	384,728	105.6	22,665	39,817	10.3	14,892	3.9	26,054	6.8	1,904	0.5	308	0.1
61 (1986)	477,016	124.0	22,284	57,553	12.1	20,451	4.3	37,434	7.8	4,127	0.9	558	0.1
62 (1987)	550,568	115.4	22,055	72,115	13.1	26,774	4.9	44,944	8.2	6,332	1.2	572	0.1
63 (1988)	655,806	119.1	21,924	99,659	15.2	24,306	3.7	58,663	8.9	23,905	3.6	1,000	0.2
平成元年 (1989)	682,182	104.0	21,866	123,294	18.1	23,613	3.5	70,033	10.3	38,974	5.7	956	0.1
2 (1990)	678,965	99.5	21,731	119,345	17.6	25,091	3.7	59,063	8.7	47,674	7.0	993	0.1
3 (1991)	720,950	106.2	23,704	120,701	16.7	30,102	4.2	67,063	9.3	38,411	5.3	968	0.1
4 (1992)	779,460	108.1	25,035	124,572	16.0	45,632	5.9	72,789	9.3	21,377	2.7	1,051	0.1
5 (1993)	848,319	108.8	25,462	124,578	14.7	43,960	5.2	72,396	8.5	19,242	2.3	798	0.1
6 (1994)	963,359	113.6	30,594	132,659	13.8	48,446	5.0	74,619	7.7	21,252	2.2	1,126	0.1
7 (1995)	1,052,030	109.2	28,268	141,128	13.4	60,787	5.8	74,634	7.1	19,760	1.9	948	0.1
8 (1996)	1,117,044	106.2	26,068	119,630	10.7	60,142	5.4	62,385 (17,777)	5.6	6,385	0.6	781	0.1
9 (1997)	1,182,816	105.9	28,906	98,774	8.4	41,922	3.5	55,675 (33,440)	4.7	6,395	0.5	775	0.1
10 (1998)	1,276,994	108.0	29,150	104,918	8.2	48,439	3.8	55,911 (34,677)	4.4	6,553	0.5	881	0.1
11 (1999)	1,404,110	110.0	28,928	108,515	7.7	49,289	3.5	62,276 (37,013)	4.4	4,111	0.3	948	0.1
12 (2000)	1,550,925	110.5	30,034	112,281	7.2	52,244	3.4	63,789 (37,484)	4.1	3,796	0.2	1,037	0.1
13 (2001)	1,607,011	103.6	32,508	109,733	6.8	45,353	2.8	66,620 (40,138)	4.1	4,861	0.3	992	0.1
14 (2002)	1,618,880	100.7	33,202	136,087	8.4	63,689	3.9	78,327 (47,333)	4.8	6,379	0.4	972	0.1
15 (2003)	1,683,176	104.0	34,162	170,872	10.2	70,233	4.2	107,257 (64,967)	6.4	5,957	0.4	1,430	0.1
16 (2004)	1,791,224	106.4	34,270	188,904	10.5	65,119	3.6	127,294 (81,839)	7.1	6,181	0.3	1,143	0.1
17 (2005)	1,864,412	104.1	33,782	189,362	10.2	66,147	3.5	125,083 (73,589)	6.7	7,919	0.4	935	0.1
18 (2006)	1,859,281	99.7	34,096	198,936	10.7	61,811	3.3	139,991 (87,779)	7.5	6,953	0.4	1,530	0.1
19 (2007)	1,797,086	96.7	32,261	198,542	11.0	58,299	3.2	144,846 (94,598)	8.1	5,818	0.3	1,150	0.1
20 (2008)	1,759,123	97.9	31,551	193,917	11.0	58,706	3.3	140,878 (95,490)	8.0	6,208	0.4	1,150	0.1
21 (2009)	1,821,269	103.5	30,605	231,638	12.7	56,518	3.1	184,726 (110,308)	10.1	5,925	0.3	1,559	0.1
22 (2010)	2,001,020	109.9	31,802	247,047	12.3	57,359	2.9	195,954 (118,721)	9.8	6,200	0.3	1,376	0.1
23 (2011)	2,096,127	104.8	33,407	231,776	11.1	58,941	2.8	180,023 (99,117)	8.6	5,546	0.3	1,257	0.1
24 (2012)	2,181,495	104.1	32,156	223,380	10.2	62,432	2.9	168,475 (82,448)	7.7	4,273	0.2	1,053	0.0
25 (2013)	2,185,480	100.2	30,982	201,198	9.2	60,599	2.8	147,852 (59,543)	6.8	4,493	0.2	1,043	0.0
26 (2014)	2,216,012	101.4	32,412	195,390	8.8	57,446	2.6	149,739 (58,727)	6.8	4,366	0.2	877	0.0
27 (2015)	2,255,019	101.8	31,900	195,667	8.7	56,466	2.5	151,672 (58,874)	6.7	4,195	0.2	858	0.0
28 (2016)	2,338,765	103.7	32,302	195,580	8.4	60,828	2.6	148,916 (56,877)	6.4	4,715	0.2	773	0.0
29 (2017)	2,430,070	103.9	33,749	200,233	8.2	64,488	2.7	151,761 (59,477)	6.2	4,113	0.2	821	0.0

注1 行政検査、登録検査機関検査、外国公の検査機関検査の合計から重複を除いた数値
 注3 ()内の数値については、登録検査機関検査のうちの検査命令の件数
 注5 昭和40年～平成18年までは年次、平成19年以降は年度

注2 届出件数に対する割合(小数点以下第2位を四捨五入)
 注4 地方衛生研究所検査分を含む

生産・製造国別の届出・検査・違反状況

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
アジア州(ロシア領を含まない)	1,339,161	9,124,045	125,978	1,328,986	438	3,644
大韓民国	122,337	751,312	6,272	20,341	24	55
中華人民共和国	788,273	3,902,380	75,173	796,243	191	1,345
台湾	29,893	195,654	2,603	8,003	8	19
モンゴル	57	59	9	5	0	0
香港	2,598	7,397	240	367	0	0
ベトナム	79,492	460,804	18,175	94,051	65	165
タイ	168,129	1,786,023	12,569	300,178	59	1,467
シンガポール	9,532	210,443	379	6,332	4	0
マレーシア	23,135	168,999	1,336	7,916	7	21
ブルネイ	4	38	1	23	0	0
フィリピン	33,237	1,023,334	2,358	25,947	11	8
インドネシア	39,444	288,551	1,995	12,909	10	33
カンボジア	1,083	774	44	29	2	2
ラオス	600	8,061	87	1,969	0	0
ミャンマー	2,467	48,093	451	16,143	3	232
インド	17,646	185,701	2,993	32,271	30	249
パキスタン	853	10,028	136	1,411	14	4
スリランカ	10,138	14,925	349	606	3	0
モルディブ	141	547	0	0	0	0
バングラデシュ	1,379	3,972	117	583	1	0
東ティモール	29	223	2	36	0	0
アフガニスタン	5	0	3	0	0	0
ネパール	719	378	81	52	0	0
ブータン	108	14	5	0	0	0
イラン	293	2,548	94	664	3	4
バーレーン	96	1,054	4	55	0	0
サウジアラビア	10	60	3	22	0	0
オマーン	602	2,495	52	283	1	35
イスラエル	3,065	39,704	161	2,224	0	0
ヨルダン	9	4	1	0	0	0
シリア	1	0	0	0	0	0
レバノン	96	37	9	4	0	0
アラブ首長国連邦	630	2,177	27	57	0	0
ヨルダン川西岸及びガザ	19	30	1	1	0	0
イエメン	25	152	3	10	0	0
アゼルバイジャン	6	21	2	3	0	0
アルメニア	56	8	6	1	0	0
ウズベキスタン	9	2	1	0	0	0
カザフスタン	8	0	1	0	0	0
キルギス	31	10	3	0	0	0
タジキスタン	18	0	13	0	1	0
ジョージア	437	574	52	127	0	0
日本	2,451	7,459	167	117	1	3
欧州(ロシア領アジアを含む)	615,165	2,217,958	39,566	100,667	148	288
アイスランド	1,844	19,454	111	612	0	0
ノルウェー	21,664	108,808	1,326	3,571	2	42
スウェーデン	3,617	14,465	396	1,141	1	0
デンマーク	18,395	168,243	766	6,853	0	0
デンマーク(フェロー諸島のみ)	143	1,816	2	5	0	0
英国	28,543	55,184	1,523	1,089	2	0
アイルランド	2,558	36,588	203	1,193	1	7
オランダ	23,346	162,493	1,751	9,854	1	14
ベルギー	22,285	87,249	2,268	7,982	9	0
ルクセンブルク	100	27	27	8	0	0
フランス	211,511	353,430	12,291	15,430	32	26
モナコ	2	0	0	0	0	0
ドイツ	43,462	178,388	2,786	9,480	8	1
スイス	15,101	49,843	701	1,453	2	0
スイス(リヒテンシュタインのみ)	3	0	0	0	0	0
ポルトガル	12,262	41,263	362	373	4	0
スペイン	37,735	263,486	2,483	5,143	27	13
イタリア	121,625	345,438	7,885	13,125	38	7
サンマリノ	19	13	3	2	0	0
マルタ	274	6,256	11	1	0	0
フィンランド	3,316	15,467	311	706	1	0
ポーランド	7,682	19,779	982	2,578	4	0
ロシア連邦	5,321	118,535	531	11,169	2	126
オーストリア	4,810	30,265	342	1,912	1	1
ハンガリー	6,174	25,105	303	476	1	1
セルビア	429	2,236	217	867	0	0
アルバニア	54	47	1	1	0	0
ギリシャ	1,843	12,908	151	569	0	0

生産・製造国別の届出・検査・違反状況

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
	件	トン	件	トン	件	トン
ルーマニア	1,939	1,879	213	93	0	0
ブルガリア	2,494	2,884	143	421	0	0
キプロス	60	54	10	17	0	0
トルコ	8,249	86,907	868	3,931	11	49
エストニア	238	1,165	17	75	0	0
ラトビア	282	1,339	41	92	0	0
リトアニア	588	2,544	141	293	0	0
ウクライナ	354	1,179	16	1	1	0
ベラルーシ	474	67	63	12	0	0
モルドバ	241	194	61	40	0	0
クロアチア	570	994	63	16	0	0
スロベニア	491	127	28	10	0	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	125	5	6	0	0	0
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	156	239	24	2	0	0
チェコ	3,327	1,072	88	36	0	0
スロバキア	1,426	511	52	34	0	0
モンテネグロ	34	6	1	0	0	0
北米州(ハワイを含む)	299,588	16,466,099	22,874	3,882,273	155	8,151
グリーンランド(丁)	72	1,214	13	197	0	0
カナダ	34,008	4,364,264	2,101	69,187	15	166
アメリカ合衆国	226,444	11,357,938	18,951	3,789,977	135	7,978
メキシコ	34,434	651,972	1,450	13,640	4	2
グアテマラ	1,619	47,536	206	6,678	1	5
ホンジュラス	319	7,465	28	645	0	0
ベリーズ	139	1,939	9	169	0	0
エルサルバドル	121	2,730	1	10	0	0
ニカラグア	487	6,827	18	464	0	0
コスタリカ	714	14,936	78	1,233	0	0
パナマ	207	6,200	0	0	0	0
バーミューダ(英)	8	1	0	0	0	0
バハマ	3	2	1	1	0	0
ジャマイカ	142	575	1	6	0	0
バルバドス	6	0	0	0	0	0
トリニダード・トバゴ	22	66	3	1	0	0
キューバ	73	327	4	18	0	0
ハイチ	16	43	1	6	0	0
ドミニカ共和国	102	1,598	5	40	0	0
プエルトリコ	547	47	4	0	0	0
蘭領アンティール	4	1	0	0	0	0
仏領西インド諸島(含Guadeloupe)	5	0	0	0	0	0
仏領西インド諸島(除Guadeloupe)	73	10	0	0	0	0
グレナダ	1	1	0	0	0	0
セントルシア	5	1	0	0	0	0
アンティグア・バーブーダ	2	0	0	0	0	0
英領ヴァージン諸島	1	0	0	0	0	0
セントビンセント	12	407	0	0	0	0
英領アンギラ	2	0	0	0	0	0
南米州	74,420	2,066,280	6,655	152,307	46	663
コロンビア	2,345	70,795	1,565	60,429	3	150
ベネズエラ	224	4,356	172	4,265	11	273
ガイアナ	19	3	0	0	0	0
スリナム	108	836	3	24	0	0
エクアドル	6,751	171,802	451	10,401	14	191
ペルー	3,459	38,828	406	4,115	4	1
ボリビア	107	2,956	18	501	0	0
チリ	25,513	358,748	1,249	17,626	1	7
ブラジル	30,269	1,334,910	1,880	39,639	10	15
パラグアイ	144	6,181	93	3,805	2	0
ウルグアイ	942	1,179	38	127	0	0
アルゼンチン	4,524	75,517	780	11,376	1	25
フオークランド諸島及びその附属諸島(英)	15	169	0	0	0	0
アフリカ州	14,429	661,984	1,847	153,997	19	3,927
モロッコ	1,373	20,609	63	1,133	1	0
アルジェリア	2	1	0	0	0	0
チュニジア	1,363	1,321	102	15	1	0
リビア	2	80	0	0	0	0
エジプト	424	9,970	58	1,028	0	0
スーダン	6	343	1	0	0	0
モーリタニア	405	14,529	9	246	0	0
セネガル	177	1,870	8	28	0	0
ギニア	5	0	0	0	0	0
コートジボワール	138	3,646	41	1,826	1	25
ガーナ	805	48,698	401	35,666	4	448

生産・製造国別の届出・検査・違反状況

国名	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数	重量	件数	重量	件数	重量
トーゴ	3	2	0	0	0	0
ベナン	4	1	0	0	0	0
マリ	5	953	2	477	0	0
ブルキナファソ	126	46,684	119	46,684	6	2,991
カナリー諸島(西)	2	0	0	0	0	0
ナイジェリア	173	29,834	122	29,812	1	300
ルワンダ	48	233	0	0	0	0
カメルーン	32	304	5	200	0	0
コンゴ共和国	2	4	0	0	0	0
コンゴ民主共和国	4	68	1	18	0	0
ブルンジ	15	165	2	35	0	0
アンゴラ	1	26	1	26	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	0	0	0	0
セントヘレナ及びその附属諸島(英)	6	20	1	1	0	0
エチオピア	917	33,153	98	3,431	2	133
ソマリア	6	241	1	234	0	0
ケニア	419	3,124	44	391	1	12
ウガンダ	118	5,582	20	1,092	0	0
タンザニア	392	25,725	38	6,198	0	0
セーシェル	546	9,104	0	0	0	0
モザンビーク	118	9,132	22	2,464	0	0
マダガスカル	306	460	27	63	0	0
モーリシャス	313	1,353	24	41	0	0
レユニオン	15	38	2	13	0	0
ジンバブエ	6	0	0	0	0	0
ナミビア	40	347	5	46	0	0
南アフリカ共和国	6,045	393,497	624	22,736	2	19
レソト	5	60	1	20	0	0
マラウイ	32	559	3	59	0	0
ザンビア	6	56	0	0	0	0
スワジランド	22	190	2	14	0	0
コモロ	1	0	0	0	0	0
太平洋州(ハワイを含まない)	87,307	3,213,128	3,312	76,960	15	96
オーストラリア	59,235	2,770,863	1,881	54,897	15	96
パプアニューギニア	241	2,921	2	22	0	0
ニュージーランド	24,356	405,179	1,355	21,681	0	0
クック	135	1,224	6	42	0	0
ニウエ	2	11	0	0	0	0
サモア	25	87	1	6	0	0
バヌアツ	589	10,534	1	14	0	0
フィジー	386	5,449	10	117	0	0
ソロモン	41	1,134	0	0	0	0
トンガ	90	329	1	4	0	0
キリバス	101	1,888	0	0	0	0
ニュー・カレドニア(仏、含Chester)	333	3,939	29	70	0	0
仏領ポリネシア	45	448	3	69	0	0
グアム(米)	429	1,248	4	1	0	0
ツバル	29	488	0	0	0	0
マーシャル	139	2,119	0	0	0	0
ミクロネシア	103	2,950	0	0	0	0
北マリアナ諸島(米)	1	0	0	0	0	0
パラオ(国連信託米統治)	1,026	2,316	18	36	0	0
合計	2,430,070	33,749,490	200,233	5,695,186	821	16,768

厚生労働省検疫所輸入食品監視窓口一覧

平成31年度

● 受理検疫所32検疫所
 ◎ うち、検査課を有する6検疫所
 ★ 輸入食品・検疫検査センター
 食品衛生監視員 421名

